

公益社団法人 日本気象学会 掲載料免除規程

制定 平成 19 年 (2007 年) 9 月 10 日
改正 平成 25 年 (2013 年) 4 月 10 日
改正 平成 28 年 (2016 年) 12 月 26 日
改正 平成 30 年 (2018 年) 11 月 19 日

- 1 この規程は、日本気象学会が発行する天気、気象集誌、SOLA における掲載料の免除の基準及び取扱いについて定める。
- 2 天気、気象集誌、SOLA の各編集委員長（以下、「編集委員長」という。）は、投稿者から掲載料免除申請があり、次のいずれかに該当すると認めたときは、掲載料の免除を承認することができる。但し、別刷りは免除の対象としない。
 - (1) 投稿者（著者）の全員が、大学、研究機関等研究を本務とする機関に所属していないこと。
 - (2) 投稿者（著者）の一部が、研究を本務とする機関に所属しているが、当該機関が掲載料を支払えない合理的な理由があること。
 - (3) 投稿者（著者）の全員が開発途上国に国籍をもつこと。但し、ここで開発途上国とは DAC (Development Assistance Committee) 援助受取国・地域リストの「後発開発途上国」または「低所得国」に記載された国及び地域とする。
- 3 松野賞受賞者が、当該受賞発表内容について、日本気象学会大会発表から 2 年以内に気象集誌または SOLA へ筆頭著者として投稿する場合には、投稿論文 1 件の掲載料を免除する。
- 4 投稿者から掲載料免除を希望する意思表示があったとき、編集委員長は前項の掲載料免除の申請を、別紙様式により原則として投稿と同時に併せて行わせるものとする。
- 5 編集委員長は、掲載料の免除の承認を行った場合はその旨を直近の理事会に報告するものとする。
- 6 規程の改廃は理事会で審議し決定する。

附則

- 1 この内規は、平成 19 年 (2007 年) 9 月 10 日から施行する。
- 2 (平成 25 年 4 月 10 日 理事会議決) 内規から規程に変更し、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。
- 3 (平成 28 年 12 月 26 日 理事会議決) この規程の変更は平成 28 年 (2016 年) 12 月 26 日から施行する。
- 4 (平成 30 年 11 月 19 日 理事会議決) この規程の変更は平成 30 年 (2019 年) 11 月 19 日から施行する。

(様式)

掲載料免除申請

年 月 日

公益社団法人 日本気象学会理事長 殿

申請者

氏 名： 印

所属機関：

所属機関住所：

私はこのたび、日本気象学会が発行する刊行物に下記1のとおり投稿しましたが、下記2の理由により掲載料の免除を申請します。

記

1 投稿の概要

(1) 投稿した刊行物： 「天気」 気象集誌 SOLA

(2) 著 者 名：

(3) 題 名：

2 免除を申請する理由

3 所属長の承認

氏 名 印

注) 別刷り代金は免除の対象となりません。